

不利益処分

処分名	奨学資金の貸付停止
根拠法令	奄美市ふるさと創生人材育成基金条例施行規則第9条
所管課	教育総務課

1 処分の内容

奨学資金の貸付けを停止する。

2 処分の要件

受けている者が以下の要件のいずれかに該当したときは奨学資金の貸付けを停止することができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 欠席が引き続き3か月以上に渡るとき。
- (3) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (4) 卒業の見込みがない場合
- (5) 奨学資金を辞退したとき。
- (6) その他奨学生として不相当と認めたとき。